

令和 3 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：令和 3 年 7 月 19 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 32 分

場 所：太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

太子町総務部企画政策課

令和3年度第1回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和3年7月19日(月)
場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室
開 会 午後1時30分
閉 会 午後2時32分

2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
報告事項
太子町における公共交通施策について
太子町土地利用基本計画の改定について

3. 委員の出席者

出席委員：熊谷 直行、仲上 崇、溝端 剛、横山 孝司、三浦 淳子（教育委員会）、
福西 博幸（農業委員会）、藏屋 正之（連合自治会）、地丸 勇（商工会）、
瀧北 りえ（男女共同参画）、窪田 啓子（公募）

4. 町出席者

町長 服部 千秋
事務局及び説明員
総務部長 森田 好紀
経済建設部長 松谷 真利
《企画政策課》
課長 熊谷 恵之、係長 高見 良、係長 井出 洋平、主事 平田 一馬、
主事 横尾 千尋、主事 中井 美杏
《まちづくり課》
課長 富岡 泰造、主査 室井 良友、主査 土井 めぐみ

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開会

熊谷課長

委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和3年度第1回太子町まちづくり審議会を開催いたします。会議に先立ちまして、服部町長が挨拶を申し上げます。

2. 町長挨拶

服部町長

ようやく梅雨明けを迎え、いよいよ本格的な酷暑の時期がまいりました。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、まちづくり審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また平素は、町行政の運営に格別のご配慮を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年来、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対応につきましては、7月11日に、兵庫県における「まん延防止等重点措置」は解除されました。皆様のご理解、ご協力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。しかしながら、変異ウイルスの脅威のみならず、オリンピック・パラリンピックの開催や夏休みなど、人の動きが活発になる時期を前に、ここで気を緩めることなく、引き続き、感染収束に向け、私たち一人一人が感染症対策を徹底し、強い気持ちで新型コロナウイルスに立ち向かうことが必要となります。本町におきましても、町民の皆様や、国、兵庫県とともに、感染拡大を最小限に抑えるよう、また、適切な支援策を実施できるよう、これからも全力を挙げて取り組んでまいります。

本日は、『太子町表彰条例に基づく、被表彰者の推薦』についてご審議いただきますとともに、『太子町の公共交通施策』及び『太子町土地利用基本計画の改定』の報告をさせていただきます。詳細な内容につきましては、後ほど事務局より説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆さんの益々のご健康とご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

熊谷会長

会長を務めさせていただいております熊谷直行でございます。本日の会議の議長を務めさせていただきます。今年度より新しく企画政策課課長に、熊谷さんが就任されました。私も熊谷ですので、今後熊谷、熊谷で進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。また、交代により、新しく2名の方が新しく委員に就任されております。どうぞよろしく願いいたします。本日は、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定についての諮問を受けた後、審議、答申の流れとなります。また、報告事項として、太子町の公共交通施策及び太子町土地利用基本計画の改定について報告を受けることとなります。

ただいまの出席委員数は10名で、定足数に達していることを申し添えます。議事録署名委員につきましては、まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づき、私から、福西博幸委員と藏屋正之委員の両氏を指名いたします。お二人には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

熊谷課長 審議に入る前に、審議会委員及び職員の紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いします。有識者といたしまして、まちづくり審議会会長の熊谷直行様です。同じく仲上崇様です。同じく溝端剛様です。同じく横山孝司様です。次に、町の各行政委員会からのご推薦、教育委員から三浦淳子様です。農業委員会から福西博幸様です。次に、各種団体からのご推薦、自治会から藏屋正之様です。商工会から、地丸勇様です。男女共同参画分野から瀧北りえ様です。公募選出の窪田啓子様です。次に、事務局職員の御紹介をさせていただきます。改めまして、服部千秋町長です。総務部長の森田好紀です。私は企画政策課長の熊谷です。どうぞよろしくをお願いします。

3. 議事① 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

熊谷課長 一つ目の議事「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」につきましましては、町長からの諮問を受け、まちづくり審議会での審議を経て、まちづくり審議会から諮問に対しての答申をいただくこととなります。
服部町長が諮問しますので、熊谷会長はご起立をお願いします。

服部町長 令和3年7月19日、太企画第329-2号、太子町まちづくり審議会会長熊谷直行様、太子町長 服部千秋。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(諮問)。

太子町表彰条例第2条及び同条例施行規則第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。

記

被表彰候補者名	社会功労賞	久保田 文章
	社会功労賞	福田 正二
	社会功労賞	前田 早知子
	スポーツ功労賞	福田 保
	スポーツ功労賞	鈴木 浩

よろしくお願ひいたします。

熊谷課長 それでは、審議に入りますので、ここで町長にご退席いただきます。

【 町長退室 】

熊谷会長 ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問を受けました。それでは、太子町表彰条例に基づく被表彰候補者5名について審議を行います。

事務局、企画政策課は詳細説明をお願いします。

事務局 (中井) 表彰担当の企画政策課中井でございます。よろしくお願ひいたします。それではここからの説明は座ってさせていただきます。詳細説明の前に、配布

資料の確認をさせていただきます。「令和3年度第1回太子町まちづくり審議会資料」と「参考資料」をお手元にご用意ください。諮問事項の被表彰者の決定については、こちらの資料に沿って、説明をさせていただきます。それでは、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」についてご説明させていただきます。

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、5名の方々です。

1 人目は、鵜在住の久保田文章さんです。太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として2ページもご参照ください。功績内容は、平成20年度より新町自治会長に推挙されて以来、令和2年9月までの12年6カ月間の永きにわたり、住民の自治意識の高揚、環境の保全、社会福祉の向上等に積極的に取り組まれ、明るく住みよい地域社会づくりに努められました。また、自治会長歴任中の平成21年度から平成28年度までの8年間は太子町連合自治会役員、平成21年度より2年間は太子町連合自治会長として、住民自治の先頭に立ちご尽力いただきました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。参考資料8ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第2条第2号ウ「総代又は自治会長の職にあつて、12年以上在職した者」の適用要件を満たされています。

2 人目は、糸井在住の福田正二さんです。太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として3ページもご参照ください。功績内容は、平成19年4月より令和3年3月までの14年間の永きにわたり行政相談委員として地域社会活動の推進に大変貢献されました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。参考資料8ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第2条第2号エ「その他、地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を満たされています。

ここで、行政相談委員の活動について、簡単に御説明させていただきます。行政相談委員とは昭和41年に制定された「行政相談委員法」に基づき、総務大臣から委嘱された民間有職者であり、住民の方々の身近な相談相手として、行政に関する苦情及び行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受付け、解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っておられます。

なお、福田様におかれましては、令和2年に全国行政相談委員連合協議会会長表彰も受けておられます。

3 人目は、鵜在住の前田早知子さんです。太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として4ページもご参照ください。功績内容は、昭和53年から現在までの44年のうち約14年間の永きにわたり、太子町統計調査員として各種統計調査に従事され、地域社会活動の推進に大きく貢献されました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。参考資料8ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第2条第2号エ「その他、地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を満たされています。

ここで、統計調査員の活動について、簡単にご説明させていただきます。統計調査員は、総務大臣等又は都道府県知事から任命される非常勤の公務員として各種統計調査に従事しておられます。業務内容としましては、調査対象である世帯や事業所などに調査票を配布するとともに、調査票に正しく記

入していただけるよう、統計調査の趣旨や内容などについて説明を行い、その後記入された調査票を回収し、点検・整理などをしていただいております。

なお、前田様におかれましては、令和2年4月に春の叙勲を受けておられます。

4人目は、阿曾在住の福田保さんです。太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として5ページもご参照ください。功績内容は、斑鳩校区スポーツ少年団ソフトボールの指導者代表として昭和59年度から令和2年度までの37年間、青少年の健全育成に貢献されました。また、太子町体育協会副会長、太子町スポーツ少年団本部長として昭和62年度から令和2年度まで34年間の永きにわたり地域住民のスポーツに対する意識を高めると共に、地域スポーツの普及・発展に大きく寄与されました。この度の表彰は、「スポーツ功労賞」に該当いたします。参考資料9ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第2条第6号イ「指導者として選手の指導育成に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を満たされています。

5人目は、福地在住の鈴木浩さんです。太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として6ページもご参照ください。功績内容は、太子町体育協会理事を平成5年度から平成10年度まで6年間、同副会長を平成11年度から平成24年度まで14年間、同会長を平成25年度から令和3年6月までの約8年間、通算約28年の永きにわたり太子町体育協会の役員として、協会の運営並びに太子町のスポーツの推進に尽力されました。また、太子町スポーツ推薦委員についても平成25年度から現在まで約8年間務められ、地域住民のスポーツに対する意識を高めると共に、地域スポーツの普及発展に大きく貢献されました。この度の表彰は、「スポーツ功労賞」に該当いたします。参考資料9ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条第6号ウ「その他、町民の体力づくりの普及振興に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を満たされています。

以上、5名の功績等 概要説明をさせていただきました。

参考ですが、平成2年度に太子町表彰を制定してから、令和2年度末までで156名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳としては、自治功労賞として23名、社会功労賞として53名、産業功労賞として19名、教育功労賞として12名、文化功労賞として12名、スポーツ功労賞として35名、たちばな賞として1団体、ひまわり賞として1名となっています。

詳細説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

横山委員 賛成の立場から質問します。本年度は5名が表彰対象ということですが、例年何名くらいが表彰対象となりますか。

事務局 平均して、5から6名となります。
(中井)

横山委員 推薦者は教育長及び企画政策課長となっていますが、どのように表彰候補者を募っているか教えていただけますか。

事務局 毎年4月から5月にかけて、条例や規則等に基づいた被表彰候補者の推薦

(井出) を各所属に対して依頼しています。

熊谷会長 他に意見等がありますか。他にご意見やご質問がないようであれば、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」原案どおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

熊谷会長 ご異議がありませんので、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」原案どおり承認いたします。ここで、事務局より諮問事項について今後の日程の説明がございます。

事務局 (井出) ご承認ありがとうございました。9月の町議会定例会に議案を提出いたしまして、議会の承認を得て表彰を行う運びとなります。表彰式は新年交礼会で行うのが通例ですが、昨年度は新型コロナウイルスの関係で中止となり、別途を単独で表彰式を開催いたしました。今年度においても、新型コロナウイルスの動向は注視いたしますが、現段階では令和4年新年交礼会で表彰を行いたいと考えています。委員の皆様のご協力によりまして、諮問事項の太子町表彰条例に基づく被表彰者の審議は滞りなく議了することができました。ありがとうございました。

熊谷会長 ここで、諮問事項について答申案作成の間、暫時休憩します。

熊谷会長 会議を再開します。
諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について、先程の審議結果に基づき作成した答申案をお配りしました。事務局で答申案を朗読してください。

事務局 (井出) それでは、答申案の読み上げをさせていただきます。
令和3年7月19日 太子町長 服部千秋様、太子町まちづくり審議会会長 熊谷 直行。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)
令和3年7月19日付太企画第329-2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

次の5名について適当と認めます。

被表彰候補者名	社会功労賞	久保田 文章
	社会功労賞	福田 正二
	社会功労賞	前田 早知子
	スポーツ功労賞	福田 保
	スポーツ功労賞	鈴木 浩

以上でございます。

熊谷会長 この答申案について、ご意見等がありますか。

各委員 異議なし

熊谷会長 ご意見がないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決定します。事務局は準備をお願いします。

【 町長入室 】

熊谷会長 令和3年7月19日太子町長服部 千秋様、太子町まちづくり審議会会長熊谷 直行。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。

令和3年7月19日付太企画第329-2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

次の5名について適当と認めます。

被表彰候補者名	社会功労賞	久保田 文章
	社会功労賞	福田 正二
	社会功労賞	前田 早知子
	スポーツ功労賞	福田 保
	スポーツ功労賞	鈴木 浩

服部町長 委員の皆様、ご審議、ご答申、ありがとうございました。

熊谷課長 町長は別の公務がありますので、ここで退席いただきます。

【 町長退室 】

4. 議事② 太子町の公共交通施策について

熊谷会長 続きまして、議事②「太子町の公共交通施策について」事務局より詳細説明を求めます。

事務局 企画政策課平田です。よろしくお願ひいたします。

(平田) 太子町の公共交通施策について、公共交通政策の進捗状況と今後の方針について報告させていただきます。

1つ目に新たなバス停の設置について報告します。昨年度のまちづくり審議会でもいただいた意見を基として、今年度秋ごろから事業を進めるべく準備をしています。9月の補正予算に事業費を上程する予定であり、地域創生に資する事業に事業費の半分が交付される、ひょうご地域創生交付金を活用する予定です。現在、バス停設置の協議を神姫バスと進めており、国道179号の南北にそれぞれ東行き・西行きのバス停を設置すると予定したいと考えています。安全面等を考慮して、バスベイ設置方式ではなく、標柱のみを設置

することで進める予定です。また、道路管理者である県との協議も進めており、あすかホールの入口を1箇所封鎖する予定ですが、既存の入口の幅員を拡幅し、封鎖箇所については、身障者用の駐車場とするなど、有効的な活用を今後検討していきたいと考えています。

2つ目のデジタルサイネージにつきましても、ひょうご地域創生交付金を活用予定です。路線バスの運行状況を一目で分かるようにすることで、待ち時間に応じてふるさと文化村内の施設を利用してもらうなど、路線バスの利便性向上に伴う既存公共交通の利用促進、また、ふるさと文化村の利用促進いずれにおいても一定以上の効果が見込めると考えています。

3つ目のレンタサイクル事業につきましても、ひょうご地域創生交付金を活用予定です。秋ごろにJR網干駅の周辺でレンタサイクル事業が実施できる事業者を募集したいと考えています。民間との協働事業として実施し、導入コストを町で負担し、管理・運営面を事業者で行うよう仕組みづくりをしたいと考えています。電動自転車によるレンタサイクルとする予定です。令和4年3月頃に開始できるよう準備を進めています。

4つ目の福祉サービスの現状について報告します。昨年度3月に開いた公共交通施策に係る意見交換会において、やすらぎタクシー運賃助成事業における1乗車における500円チケットの使用上限の緩和を希望する住民の声があることを受け、この4月より一乗車に係る利用枚数の上限を2枚から3枚に拡充しました。買い物支援事業につきましては、コロナ禍により利用回数・利用者数ともに減少傾向にありますが、3密の回避を目的に一度に2回往復して利用者を送迎するなど、感染症対策も講じながら積極的にご活用いただいている自治会もあります。買い物支援事業のPRやボランティアの確保等を検討していければと考えています。

最後に補足となりますが、昨年度、国において地域公共交通活性化再生法が改正され、「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されました。令和7年度より公共交通に係る国県の補助金等の交付要件にこの計画策定が入ってきますので、来年度以降、計画策定の際には委員の皆様にお諮りさせていただく予定です。

熊谷会長 事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がある方は発言をお願いいたします。

福西委員 鵜バス停が文化会館南側に移転すると思えばいいですか。

事務局 鵜バス停から東南口バス停までの距離があるため、移転ではなく、バス停
(平田) とバス停の間に新設したいと考えています。

熊谷会長 他にご意見はありませんか。ご意見がないようですので、議事②太子町の公共交通施策についてを終了とさせていただきます。

5. 議事③ 太子町土地利用基本計画の改定について

- 熊谷会長 続きまして、議事③「太子町土地利用基本計画の改定について」事務局、まちづくり課は詳細説明をお願いします。
- 富岡課長 太子町土地利用基本計画を所管いたします、まちづくり課長の富岡です。本日は貴重な時間をいただき、ありがとうございます。初めに、経済建設部長松谷より挨拶させていただきます。
- 松谷部長 失礼いたします。経済建設部長の松谷でございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。太子町土地利用基本計画は、市街化調整区域における土地利用の方針を定めるものです。令和元年に都市計画マスタープランを改定し、令和2年に農業振興地域整備計画を改定いたしました。これらとの整合を図り、また、社会情勢の変化、これに対応するための改定になります。本日、概要をご説明し、年末を目途として諮問をさせていただきたいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。
- 富岡課長 本日、計画概要とスケジュールなどを報告させていただき、今年度中の計画改定を予定してございます。それでは担当より説明いたしますので、忌憚のないご意見、ご質問をよろしくお願いたします。
- 事務局
(室井) 経済建設部まちづくり課の室井です。本日は今年度改定する「太子町土地利用基本計画」について、概要を説明させていただきます。
- 土地利用基本計画とは、市街化調整区域の土地利用の方針を定めた計画です。土地利用の内容に応じて、市街化調整区域を5つの区域に区分し、適正な土地利用の誘導方針を示すことを目的としています。5つの区域とは、良好な自然環境を保全する保全区域、森林としての地域環境を保全する森林区域、農業の振興を図る農業区域、良好な住環境を保全又は形成する集落区域、地域の活性化に資する特定の用途の建物を整備する特定区域になります。
- また、土地利用計画には、町が主体となって作成する土地利用基本計画と、まちづくり協議会が主体となって形成する地区土地利用計画の2種類があり、この2つの計画は相互に補完し合う関係となります。なお、今回改定するのは、町が作成する土地利用基本計画となります。
- 計画改定の背景と目的についてですが、当町は面積の約8割が市街化調整区域であり、本計画は市街化調整区域のまちづくりにおいて重要な計画となります。当町では、兵庫県が特別指定区域制度を定めたことを契機として、土地利用基本計画を定めました。その後、土地利用基本計画と関係する都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの町の計画や関連法令が改正され、現在の土地利用基本計画が現状の土地利用とそぐわなくなってきたことから、今年度改定することとなりました。
- 特別指定区域制度につきましては、土地利用基本計画に基づき、地縁者住宅区域に代表されるような9つの区域を設定し、土地利用方針を定めるものです。土地利用基本計画の区分と特別指定区域制度の区分の関係はお手元の図のとおりです。特別指定区域制度は平成27年に大きく改正され、13の区域から現在の9つの区域に統合・再編され、また、都市計画特別措置法等が

一部改正され、特別指定区域から災害ハザードエリアが除外されました。特別指定区域制度と土地利用基本計画は密接な関係があるため、今回の改定においても、検討する必要があると考えています。

災害ハザードエリアは、災害レッドゾーンと災害イエローゾーンの2つからなりますが、災害レッドゾーンにおける開発行為はより厳しくなり、自己の業務の用に関する施設の開発の禁止が追加されました。

町内においても、令和2年3月に太子町都市計画マスタープランが、令和3年3月に太子町農業振興地域整備計画が改定されました。都市計画マスタープランは、当町におけるすべての都市計画施策の上位計画になり、農業振興地域整備計画で定めた農振農用地は、土地利用基本計画において必ず農業区域となります。

本日、土地利用基本計画の概要について説明させていただきましたが、8月には、特別指定区域制度の活用等が検討されている自治会に対して、今計画改定及び特別指定区域制度の説明を実施予定です。12月には、土地利用基本計画（案）をまちづくり審議会に諮問させていただき、翌1月のパブリックコメントを経て、2月に答申をいただきたいと考えています。

最後に、自治会に対しては、お手元の資料を活用して説明を実施予定です。また、現在の業務の進捗状況として、現在、お手元の資料のとおり人口等の統計データや土地利用の現況を整理しています。

熊谷会長 事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がある方は発言をお願いいたします。

福西委員 本日は概要の説明であり、計画内容については、次回のまちづくり審議会でも説明いただけたらと考えてよろしいでしょうか。また、例えば、私の住む阿曽地区の現在の計画を知りたいと思えば、まちづくり課にお伺いすれば教えていただけるものでしょうか。

**事務局
(室井)** 本日は、まちづくり審議会へ概要と今後のスケジュールをお示し、ご報告するものです。また、各地区の現在の計画についても、まちづくり課へお問い合わせいただければお答えさせていただきます。

溝端委員 先程の公共交通の話とも共通する話となりますが、町の中心地に人を集めようとするならば、どうしても費用対効果の話になり、利用率等が少ないと取り止めになることもあるでしょう。自治会単位でなくとも、これからは小規模単位の生活圏という考え方をまちづくりに取り入れていく必要があると考えています。

富岡課長 ご意見ありがとうございます。市街化区域は住宅建築を進め、市街化調整区域はそれを抑制していく地域となりますが、土地利用の計画を地域の皆さんと策定していくことにより、規制緩和、地域を守っていくようにしたいと考えています。

熊谷会長 他にご意見はありませんか。ご意見がないようですので、議事③太子町土地
利用基本計画の改定についてを終了とさせていただきます。

6. 閉会

熊谷会長 本日の議事がすべて終了いたしました。
委員の皆様におかれましては、本日は慎重なるご審議をいただきありが
うございました。
今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。
それでは、これをもちまして、令和3年度第1回まちづくり審議会を閉会
いたします。
本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

熊谷課長 熊谷会長、どうもありがとうございました。
委員の皆様のお陰をもちまして、本日予定の議事は、全て終了いたしま
した。ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いします。
最後に事務局より連絡事項をお伝えいたします。

事務局 長時間に亘りご審議いただきありがとうございました。
(高見) 当まちづくり審議会については、報酬支払をさせていただく出席者への報
酬につきましては、令和3年8月中を目途として振込を予定しています。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和3年8月3日

署名委員

藏屋正之  印

福西博幸  印